

(別紙3)

意見（瀬戸一哉氏）

弁護士の瀬戸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今日は意見を述べさせていただきます機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、弁護士登録をしたのが2009年、修習期で言いますと62期ということで、14年ほど弁護士をしております。その間、埼玉弁護士会に登録しており、いわゆる町弁として活動しています。依頼者層の七割ぐらいが個人の方です。

2018年度に埼玉弁護士会の副会長の職を一年間務め、日弁連では情報問題対策委員会、刑事法制委員会に所属し、今回は日弁連の情報問題対策委員会からの推薦として意見を述べさせていただきたいと思ひます。

1 資料の「民事事件担当弁護士として」というところから、まずお話しさせていただきます。

一つとしては、判決書に書かれた内容だけではなく、その獲得に向けて、当事者代理人として活動をしていますので、書いた主張書面とか集めた証拠にも史料的価値があるのではないかと考えています。

裁判記録には、プライバシーに関わる事項も含まれています。どの程度含まれているかは事案によって全く異なりますが、プライバシーに対する配慮が必要です。けれども、それはやはり保存と利活用は分けられるのではないかと考えています。インターネットでそのまま公開されたり、誰もが自由に閲覧できるようになると問題だと思いますが、それはあくまで利活用や公開の在り方を工夫することにより十分対応が可能であって、保存という意味では、やはり史料的価値に重点を置いて、特別保存をお願いしたいと思ひます。

日弁連の情報問題対策委員会で、2021年に特別保存記録の現状を確認することになり、私は埼玉弁護士会登録なものですから、さいたま地方裁判所の本庁で、特別保存されている記録を閲覧させていただきました。

当時、すなわち令和3年5月15日時点では、2項保存されている特別記録は14件ありました。資料の一覧表の1番上が1項保存で、2番目以降が2項保存になります。

この2項保存のうちの2番から6番に関しては、いわゆる埼玉訴訟と言いますが、弁護士会と司法書士会の間で職域の争いになった、一連の事件でした。7番目が、組合員の代表訴訟ということで、整理回収機構とかが被告になった事案で、これは判決書のみ保存されていました。8番目が八ッ場ダムの住民訴訟の記録、公金支出禁止の住民訴訟での事案でした。これは記録が26冊と非常に多く残っている事件で、最高裁まで争われましたが、住民の方の訴えは見ていて勉強になるところがありま

した。その次が、注文住宅を手がけていた建築会社が経営破綻し、その経営者や従業員個人に対する訴訟ということで、被害対策弁護団らがした被害者救済の訴訟でした。後は、外国人研究研修生の受け入れ先を提訴した事件だとか、行政訴訟が多いですけれども、固定資産税の賦課取消請求事件や水道の関係の取消訴訟でした。13番目の運転免許取消訴訟ですが、私が代理人を務めていた事件で、特別保存されているとは知らなかったのが、ちょっとびっくりしました。後は時効の関係が問題になりました保証債務の履行請求事件だとか、刑事事件の被害者から加害者に対する損害賠償請求事件等が、当時さいたま地裁で特別保存されていました。これが2021年に調べたときの結果です。

情報問題対策委員会では、埼玉だけでなく、各地、といってもそれほど多くはないですけれども、そのほかの幾つかの裁判所についても同様に、各地の弁護士会所属の弁護士が、特別保存の状況を確認し報告しました。他の地域の特別保存の状況については今日は用意していませんが、弁護士としては日常的な事件が特別保存されている一方、他にも選ばれていない事件が多数あると思われます。特別保存する事件が果たしてどういう基準で選ばれているのか、そのときの調査では見出せませんでした。訴訟の過程で提示される主張や書証につき史料的価値が高いのではないかとと思われる事件も他にあるのではないかとというのが、私個人としての印象ではあります。

例えばですが、最近の報道で、ストーカー行為規制法制定のきっかけになった桶川の事件で、国賠訴訟の記録が廃棄されていたことが明らかになったと報じられました。現在の運用要領が定められる前ではあったのですが、特別保存の規定自体はあったわけです。市民からの相談に対する対応や警察組織の問題があった事件であり、後に検証する上で具体的にどういうことがあったのかを見る上では、極めて史料的価値が高い事件だったのではないかと思います。

訴訟の途中で提出された文書の史料的価値が高いのではないかとする事案としては、例えば、医療事件ですと色々な医師の意見書が双方から提出されて主張反論をして行きます。違憲訴訟では、憲法学者の意見書が多数出てきます。行政事件では原告適格が争われる事件や薬害訴訟ですと、各住民の方にどのような被害があったのか、客観的証拠が多数出されると思います。判例の解釈の変更や、その後の法改正、法整備に繋がった事件はもちろんだと思うのですけれども、そういった、判決に現れなくても史料的価値が高い事案が多いのではないかと、そういった点にも注目した運用基準が必要ではないかと思います。

民事事件の担当としては、訴訟記録が、訴訟の勝ち負けとは異なる点で史料的価値が見出せれば、国民共有の知的資源として保存されるべきであって、プライバシーが問題になる点に関しては、個別事案の対応ということで、閲覧等を制限して、適切な利用の仕方を整備することにより、有意義な活用が可能になるのではないかと思います。

2 次に、「2 意見として」について述べさせていただければと思います。

日弁連では 2021 年 8 月に愛媛玉串料訴訟の裁判記録の存在が確認された際に、会長談話（「最高裁判所による民事裁判記録の特別保存に係る通知と『愛媛玉串料訴訟』の裁判記録の存在確認に寄せての会長談話」）を发出しており、その中では、歴史資料や学術資料として重要な民事事件の事件記録の保存状況を確認することと共に、2 項特別保存の指定を適切に行うこと、公文書管理法等に基づいて、国立公文書館に確実に移管されることを求める内容となっています。

その他に、平成 31 年 3 月 19 日に関東弁護士連合会理事長声明（「歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理を求める理事長声明」）が发出されましたが、最後の部分に結論がありますけれども、歴史史料として重要な民事裁判記録の保存管理を求め、民事特別保存記録の指定について、例えばアーキビスト的な視点を有する外部委員を含めた諮問委員会を設けるなどの指定のプロセスの透明化、廃棄前に第三者の意見を聞くこと、国立公文書館の移管の検討を求める、との理事長声明がなされています。

日弁連や関弁連の意見としてはこういうものが最近では出ていますが、日弁連の情報問題対策委員会でも少し議論をさせていただいた上での私個人の意見を最後にお話しさせていただきたいと思います。

率直に言いまして、平成 30 年に埼玉弁護士会の副会長もしましたが、特別保存について単位会として取り組んだことがあるわけではなく、周囲の弁護士の中でもあまり認識されていません。そういう状況で意見が言える立場にはないかと思いますが、一つは、2 項特別保存の保存基準やその判断について、もう一つは、保存要望の取扱いについて、お話しさせていただきたいと思います。

(1) ア まず、2 項保存の保存基準に関して、現在の運用通達において 2 項特別保存の対象となるべき記録は、一般的に史料的価値が高いものだと思いますので、その点は適切に保存をしていただきたいと思います。最近の報道でオリンパスの内部通報の訴訟記録等も廃棄されていたという問題も指摘されており、運用通達の対象となる記録については、適切に保存していただきたいと思いますというのが一点

です。

イ 次に、先ほど少しお話させていただきましたけれども、現在の運用通達の基準で、判決書に書かれている内容を基準にしているように読めます。訴訟過程に現れた主張や証拠に着眼した基準っていうのが不十分ではないかという意見がありました。

ウ 3つ目としては、保存、その後の利活用にあたっては、当然、当事者のプライバシーに留意して適切な利用の仕方を整備することが必要ではあるかと思えます。このような保存基準の策定・判断については、学者や弁護士会など、第三者の目で透明的に評価する仕組みを検討していただきたいと思えます。

報道によれば、欧米では、公文書管理を担う専門機関が記録の保存の権限を持っていたり、助言をしたり、アメリカでは、国立公文書館の指導の下に行うこととされています。海外調査などを踏まえた上で、第三者の目を入れていくことが必要ではないかと思えます。

(2) 2項特別保存の要望についてですが、現在の要望の取扱いでは、裁判所外の要望者には、保存期間の満了時がいつなのかが分からないので、自らが要望した訴訟記録が、まだ保存されているのか、廃棄されているのかが分からないまま要望を出すことになってしまいます。裁判所におかれましては、訴訟記録の保存要望があったとき、ただ、要望書を受け取るだけでなく、当該訴訟記録が廃棄済みかどうか、あるいは、保存期間満了前かどうか、要望について受け入れるか否かについて回答いただきたいと思えます。

現在、特別保存の要望を提出した際に、裁判所の回答がさまざまな形になっていますので、要望に対しては必ず回答していただきたいということ、後はそのことをホームページに明記していただきたいと思えます。

東京地裁では、一覧表がホームページに掲載されていますが、さいたま地裁のホームページでは記載は特にありませんでした。一覧表の掲載というのも、現在、残っているかどうかを確認する術として大事だと思います。そういったところが統一されるといいのではないかと思います。

後は、弁護士でも2項特別保存が十分周知されているとはいえない状況にあり、今回の一連の報道で、弁護士も一般の方も知ることになったかと思えます。今後、全国で、毎年地家裁で特別保存に付すことを決めた記録を公表して、これを報道するような形になっていけば、2項特別保存の制度が知られる機会にも繋がっていくのではないかという意見が、委員会においても出されました。

現在、埼玉ではないですが、東京弁護士会では、2項特別保存に関する検討ワーキングチームを立ち上げて、特別保存を求める事件を検討して要望するという以外に、裁判所との協議を行うなどしているそうです。

委員会としては、このような取組を各地の単位会にも広げて、全国の単位会で組織的に取り組み、各地の地家裁と協議をして行くような動きを作りたいという意見も出されてきました。このように、裁判所と弁護士会が共同で、そういう枠組みを作っていけばいいのではないかという意見が委員会では出されました。

私の意見としては以上となります。